

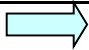
提案契約の具体的内容

提案者名	グリーン購入ネットワーク
提案契約名	電気の供給を受ける契約

(1) 対象となる既存の契約の概要

対象となる既存の契約	電気の供給を受ける契約
既存の契約の概要	①温室効果ガス等の排出の程度を示す係数 ②環境への負荷の低減に関する取組の状況(再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況) ③電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況 ③は必須要件とし、①と②によるポイント制で評価され入札参加資格が付与される【裾切り方式】。

(2) 提案する契約方式

契約方式を選択	 総合評価落札方式
「その他」の場合は具体的に記入	

(3) 具体的に評価項目とすべき事項・指標

2015年に採択されたパリ協定を踏まえ、日本は2050年までに温室効果ガスを80%削減するという目標を掲げており、行政機関にも再エネ重視の姿勢が求められている。 再生可能エネルギーの割合が高い電力を供給する事業者および電力プランをより高く評価できることを目的として、価格とともに総合評価して入札者を決定する総合評価落札方式について提案する。 <グリーン購入法との関わりについて>従来の裾切り方式の基準は、グリーン購入法の判断の基準として「電力供給」を新規品目とする(自動車と同じ考え方)ことが電力の環境配慮を行政機関全体に普及させる点で効果があると考え。

(4) 提案契約の環境負荷低減効果

環境負荷項目	環境負荷低減の内容と程度	環境負荷増大が懸念される内容と程度	備考
温室効果ガスの排出削減効果	再生可能エネルギーによる発電は火力発電に比べ温室効果ガスを排出しない利点がある。掘切り方式から総合評価落札方式方式に切り替わることでより多くの低減効果が見込める。	特になし	
その他の環境負荷(資源の枯渇、オゾン層破壊、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の発生等)	再生可能エネルギーによる発電は火力発電に比べ大気汚染防止効果がある。また原子力発電のような有害な廃棄物を排出しない。掘切り方式から総合評価落札方式方式に切り替わることでより多くの低減効果が見込める。	特になし	

(5) 提案契約の評価

①生産・供給状況

再エネ主体のプランはすでに供給されている。
 例) ネクストエナジーアンドリソース(株) GREENa RE100プラン
 みんな電力(株) プレミアム100プラン

②提案契約を行うことによる国等の機関の追加的コスト

再生可能エネルギーによる発電割合が高い電力を購入することで、例えば非化石証書などの付加による追加的コストが発生するが、その環境価値と価格について総合評価を行う手法である。

③基本的な機能・品質を確保する方法

再生可能エネルギーによる電力とその他の発電方式において、電力の品質等に差がでることはない。

(6) その他・備考・自由記入

＜国及び地方公共団体が取り組みやすい電力の総合評価のご提案＞

■1 考え方のポイント

- (1)調整前、調整後CO2排出係数は複雑になるため、どちらかに統一して使用する
- (2)FIT電力も非FIT電力も考え方が複雑なので、FITの場合は環境価値を有するものだけカウントする
- (3)電力プランと事業者の再エネ割合を両方考慮することができる方法とする
- (4)(地方公共団体に広げる場合は)地域性を重視する

■2 総合評価の方法

総合評価とは別に、入札の必須の参加条件は以下とする。

- (1)電源構成の開示(インターネットやチラシ等。提案書のみに記載は認められない)
- (2)再エネ率が●%以上の電力プランで電力供給を行うこと
- (●%の部分は各団体が変えても良い。例えば、2040年までに100%とする計画がある場合は、スタート時の2020年を50%、中間の2030年を75%として毎年段階的に引きあげることとするのがよい。再エネ率は環境価値を有するもののみをカウントする。大型水力も可。)

当年度予算内の範囲で、入札した事業者のうち、以下を点数化して評価する方法とする(この総合評価点の計算は東京都庁の電力の落札者決定基準と同じ計算式を採用している)。入札の必須の参加条件をクリアしている場合は基礎点100点を与える。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{基礎点100点} + \text{環境評価点}}{\text{入札価格}} \times \text{予定価格(あるいは前年価格)}$$

[環境評価点] ※満点は50点。

- 1.事業者の再生可能エネルギーの割合(前年度。再エネ非化石証書があればFIT電力も可) ……25点
 - 2.事業者の調整後CO2排出係数(前年度) ……25点
- 補足)地方公共団体の場合は「電力プランの再エネのうち当該自治体のある都道府県内の割合」を30点として、3つ目の評価点に加えることが展開として考えられる。

■3 環境評価点の配点案

- 1.「事業者」の再生可能エネルギーの割合(前年度。再エネ非化石証書があればFITも可)
再エネ割合 × 0.25 ※再エネ割合が100%なら満点となる。
- 2.事業者の調整後CO2排出係数(前年度)
(全国の平均値 × 2 - CO2排出係数) × 0.25 ÷ 2 ※排出係数がゼロなら満点、平均値の2倍だと0点となる。